



宿泊約款

第1条 (適用範囲)

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (宿泊契約の申込み)

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
(1) 宿泊者名
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
(4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 (宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
3. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 (宿泊契約締結の拒否)

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
(2) 満室により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする者が、伝染病者や感染者であると明らかに認められるとき。
(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第6条 (宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 (当館の契約解除権)

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
(2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(5) 消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 (宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日チェックイン時に次の事項を登録していただきます。
(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、出発日
(3) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 (客室の使用時間)

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時30分までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に11時まで応じることがあります。この場合には大人子供関係なく1名当たり2,000円(別)の追加料金を申し受けますが、お風呂のご利用は10時半までです。

第10条 (利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

第11条 (営業時間)

1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付け各所の掲示、客室内の冊子等で御案内いたします。
(1) フロント・会計等サービス時間 開館7:30閉館21:00
(2) 食事処「楓」サービス時間 開館7:30閉館21:00
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条 (料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 宿泊客が持ち込まれた飲食物等で食事処室内にてお召し上がりになる場合、別途料金を申し受けます。
3. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当

館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

4. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けませ

第13条 (当館の責任)

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 (寄託物等の取扱い)

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

第16条 (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後当館の判断で、処分する、警察に届ける等の措置を行います。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 (駐車場の責任)

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 (宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が施設及び備品等を損傷、汚損、紛失等した場合には、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第19条 (免責事項)

1. 当館内外からのコンピューター通信(当館のネットワークやインターネット接続サービスを利用する場合を含むが、これに限られない)のご利用にあたりましては、宿泊客自身の責任にて行うものとし当館は一切の責任を負いません。また、宿泊客によるコンピューター通信のご利用について、当館や第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

宿泊約款

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1・2項関係)

宿泊客が支払うべき総額	
宿泊料金	基本宿泊料(室料)
追加料金	飲食料等
税金	消費税・入湯税

備考:食事処「楓」では、飲食物の持ち込み料をいただきます。

子供料金は0歳児から小学6年生までを対象とし、料金に関しては年齢、料理、寝具等の内容により決定します。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除通知日	申込人数が15名まで	申込人数が16名以上
当日	100%	100%
前日	50%	50%
宿泊日3日前	20%	30%
宿泊日7日前	10%	30%
宿泊日14日前	無料	15%
宿泊日15日以前	無料	無料

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 宿泊予定日の日取り変更の場合でも違約金を収受します。

【利用規約】

当館では、お客様に快適にお過ごし頂くため、下記の通り利用規約を定めております。下記事項につきましてはご遠慮下さいますようお願い致します。ご遵守いただけない場合は、ご利用をお断りすることもございます。あらかじめご了承下さい。

1. 指定の場所以外で、ご喫煙をなさること。
2. 館内で備え付け以外の暖房用、炊事用、プレス用等の器具などをご使用になること。
3. 高声、放歌または喧噪な行為その他で、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたりすること。
4. 館内に次のようなものをお持ち込みになること。
 - (1)動物、鳥類(ペット類)
 - (2)不潔または臭気(香水含む)のため、他のお客様に迷惑をかけるもの
 - (3)著しく多量の物品
 - (4)火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - (5)適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
5. 館内で賭博および風紀を乱すような行為をすること。
6. 外来者を無断で客室内に呼び入れたり、客室用の諸設備、諸物品などを使用させたりすること。
7. 館内で諸物品を販売すること。
8. 当旅館の諸設備、諸物品をその目的以外の用途にあてること。
9. 館内の諸物品を他の場所に移動したり、館外に持出したりすること。
10. 当旅館の建築物や諸設備に異物をとりつけたり、現状に変更を加えたりすること。
11. 建物の外観を損うような品物を窓にお掛けになること。
12. 窓から物をお投げになること。
13. 館内で他の方に広告宣伝物を配布したり、物品の販売等の行為をすること。
14. 廊下やロビーなどに所持品を放置すること。

喫煙や香水等の臭気により客室の消臭・清掃が必要と判断した場合は、そちらに要する費用として一部屋当たり80,000円(別)を別途申し受けます。